別表六(十一)の記載要領を次のように改める。

別表六（十一）　記載要領

1　この表は、次に掲げる場合に記載すること。

⑴　青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和８年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が他の事業年度（同項第２号に規定する他の事業年度をいう。⑷において同じ。）において同条第１項又は令和８年旧措置法第42条の４第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）

⑵　青色申告書を提出する法人（租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人を除く。）が令和３年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する同条第５項各号又は第６項各号に掲げる事業年度において同条第４項又は令和８年旧措置法第42条の４第４項の規定の適用を受ける場合

⑶　青色申告書を提出する法人（租税特別措置法第42条の４第８項第12号の通算法人を除く。）が同条第７項の規定の適用を受ける場合

⑷　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人が対象事業年度（同項第８号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ⑴から⑶までに掲げる事業年度又は同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ⑴若しくは⑵に掲げる事業年度をいう。⑷において同じ。）において同条第４項又は令和８年旧措置法第42条の４第４項の規定の適用を受ける場合（租税特別措置法第42条の４第８項第３号イの他の通算法人が当該対象事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第４項又は令和８年旧措置法第42条の４第４項の規定の適用を受ける場合を含む。）

⑸　租税特別措置法第42条の４第８項第12号の通算法人が同号に規定する繰越適用対象事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合（同号に規定する他の繰越通算法人が当該繰越適用対象事業年度終了の日に終了する同号に規定する他の繰越適用対象事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含む。）

2　「平均売上金額の計算」の各欄は、次に掲げる場合には記載しないこと。

⑴　前号⑴に掲げる場合に該当し、かつ、当該事業年度（租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和３年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する各事業年度に該当しない場合

⑵　前号⑶に掲げる場合に該当し、かつ、同号⑴及び⑵に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

⑶　前号⑸に掲げる場合に該当し、かつ、同号⑷に掲げる場合に該当しない場合

別表六(十二)の表を次のように改める。